

ご利用ください！ 寄居町修学資金給与制度

町では、町内在住で、修学の意欲を有しながら経済的な理由により高等学校等での修学が困難な方を対象に、修学に要する資金の一部を給与します。

▼対象／次の要件を全て満たす方

- ①生年月日が平成23年4月1日以前の方
- ②令和6年4月1日以降新たに高等学校、高等専門学校、中等教育学校の後期課程または特別支援学校の高等部に入学し在学中で、在学期間が3年以内の方
- ③町内に引き続き6カ月以上住んでいる方
- ④正規の修業年限の勉学に耐えられる性行の善良な者で、経済的な理由により学資の支出が困難な世帯の高校生等

対象となる世帯の例

- 生活保護受給世帯
 - 『生活保護法』による保護が停止または廃止となった世帯
 - 町民税が非課税の世帯
 - 『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給している世帯
 - 家計が急変した世帯
- ※このほかにも給与を受けられる場合があります。詳細はお問い合わせください。

▼修学金の額／月額5000円
※認定月からの支給となります。

▼申請方法等／次の書類を教育総務課へ提出してください。

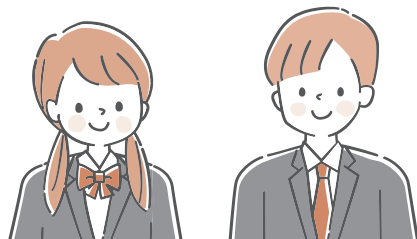
- ①修学資金給与申請書
- ②在学等証明書(町で定めた様式のもの)
- ③経済的な理由で修学が困難なことが証明できる公的文書(例：生活保護受給証明書、児童扶養手当証書など)の写し等

認定について

申請は随時受け付けていますが、認定月は受付日によって異なります。

☎教育総務課

(☎581・2121内線512)



大里郡市人権フェスティバル 「集まろう！『出会い・ふれあい・交流』」

大里郡市(熊谷市・寄居町)では、地域住民の文化活動の推進と人権団体との交流の促進を図るとともに、広く地域住民の人権意識を深める機会として「大里郡市人権フェスティバル」を開催します。皆さん、ぜひご参加ください。

▼日時／10月10日(土)午前10時30分～午後3時

▼場所／熊谷市立江南総合文化会館ピピア(熊谷市千代325-1)

▼内容／講演会、人権ポスター・人権標語表彰式および展示、舞台発表等

▼演題／「日米地位協定と人権について～沖縄の現状から考える～」

▼講師／崎浜空音氏

(慶應義塾大学大学院生・日米地位協定改正を求める団体「What is SOFA?」代表)

※講演会は午後1時～2時30分に行います。

▼費用／無料

☎人権推進課

(☎581・2121内線251)



文化講演会を開催します！

テレビやラジオ等で活躍しているスポーツキャスターの荻原次晴さんを講師にお招きして文化講演会を開催します。

▼日時／10月18日(日)午後2時～

▼場所／寄居町民ホール

▼定員／572人(入場券が必要です)

▼演題／「次に晴ればそれでいい」

▼講師／スポーツキャスター・荻原次晴氏

▼費用／無料

▼申し込み／入場券を9月26日(土)から中央公民館で配布します(1人2枚まで)。

配布時間は休館日を除く午前9時から午後5時までです。入場券はなくなり次第、配布終了となります。

※月曜日、祝日は休館日、なお10月13日(火)は休館となります。

☎中央公民館(☎581・2662)



年金特報

年金についての情報をお届け！

「年金生活者支援給付金の受け取り」

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

▶対象

65歳以上の老齢基礎年金受給者のうち、次の①②の要件を全て満たす方

- ①同一世帯全員の市町村民税が非課税
- ②前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が約93万円以下

障害基礎年金または遺族基礎年金の受給者のうち、前年の所得額が約492万円以下の方

所得額の上限は扶養親族の人数に応じて増額します。

▶請求方法

給付金を現在受け取っている方(年金受給日に年金とは別の振り込みがある方) 手続きは不要です。

新たに給付金を受け取る方

9月初旬ごろ対象になる方宛てに、日本年金機構から給付金の請求が可能な旨のお知らせが送付されます。同封のがき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項を記入の上、切手を貼付して郵便ポストに投函してください。令和9年1月4日までに請求手続きが完了すると、令和8年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

年金を受給し始める方 年金の請求手続きと併せて手続きをしてください。

●給付金手続きを装った不審な電話にご注意ください！

日本年金機構や厚生労働省では、金融機関の口座情報をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めたりすることはありません。

☎給付金専用ダイヤル(☎0570・05・4092) ※問い合わせの際は、基礎年金番号が分かる書類をご用意ください。



■補助金限度額(年額)

小学1年生	43,024円
小学2～6年生	44,000円
中学1～2年生	55,000円
中学3年生	52,520円

※小学1年生および中学3年生の給食費年額は、給食回数が他学年と異なるため年度ごとの回数に応じて算出しています。

※このほかにも要件により補助金額が変わります。

学校給食費を無償化しています！
町では、子育て支援を推進するため、令和8年度から町立小・中学校の給食費を無償化しています。また、食物アレルギー等により給食を停止している町立小・中学校の児童・生徒および町外の県立特別支援学校(小学部を除く)や私立小・中学校等に就学している児童・生徒については、補助金限度額を上限に給食費相当額を補助します。

▼対象／次の①～③のいずれかに該当する方

- ①町立の小・中学校に就学している児童・生徒の保護者
- ②町立の小・中学校に就学し、食物アレルギー等により給食の全部または一部(牛乳以外)を停止している児童・生徒の保護者
- ③町内在住で町外の学校(公立中学校や県立特別支援学校(小学部を除く)、私立小・中学校等に就学している児童・生徒の保護者で、給食費の無償化がされていない方

▼申請手続等

対象①の方

↓ 手続きは不要です。

対象②の方

↓ 4月上旬に各学校から申請書が配布されますので、該当する児童・生徒が就学する学校へ提出してください。

対象③の方

↓ 申請書を学校給食センターへ提出してください。申請書は、町公式ホームページ、または学校給食センターおよび教育総務課窓口で配布しています。

☎町立学校給食センター

(☎581・2139)

